

是し本傳中項之明記
心所
り

第五百二十九條

債
務
者
其
債
務
ノ
全
部
義
分
ハ
一
分
ニ
依
テ
債
權
者

二
法
律
上
ノ
相
殺
ヲ
對
抗
ス
ル
ヲ
得
ル
中
ト
キ
之
當

リ
実
際
之
ニ
依
リ
為
シ
タ
ル
ト
キ
ハ
即
チ
既
ニ
消

滅
シ
タ
ル
債
務
ノ
消
ス
ル
元
ノ
二
シ
テ
不
當
利
為

取
戻
シ
テ
行
フ
ハ
本
場
合
ハ
一
大
リ
ト
ス
ル
義
ニ
其
亦

ノ
二
シ
テ
債
務
者
為
因
ヲ
如
ク
ナ
カ
ラ
シ
テ
之
ル
也

ノ
十
ル
ト
キ
ハ
債
務
者
ハ
相
殺
ヲ
抛
棄
シ
タ
ル
元

ト
確
定
セ
ラ
ル
ハ
ク
又
其
錯
謬
ニ
出
テ
亦
消
ス
ル
為

子
ル
ト
キ
ハ
自
ラ
已
シ
人
解
怠
ヲ
責
ム
ハ
亦
ノ
之
只

ア	十	又	己	カ	工	接	揮	キ	鞅
シ	レ	利	子	ヲ	ト	ノ	人	行	ノ
ハ	ハ	益	ル	ナ	シ	弁	二	為	抛
十	相	十	元	九	知	為	対	ノ	棄
リ	続	九	相	九	ヲ	既	二	行	若
又	ハ	地	続	ノ	二	二	九	ハ	リ
或	相	位	人	十	而	法	障	レ	ハ
ハ	続	二	子	リ	シ	律	迹	子	其
自	人	ア	ル	例	ヲ	上	ノ	九	懈
己	ノ	リ	工	ハ	其	ノ	欠	ト	怠
ノ	為	子	ト	ハ	不	相	缺	中	ア
債	十	ル	シ	自	知	殺	債	二	ル
権	概	ト	知	己	ノ	ノ	権	当	ト
者	示	中	ヲ	ノ	責	利	者	リ	ノ
自	顯	十	ナ	債	シ	益	二	讓	推
己	然	ル	ハ	権	之	ヲ	為	換	定
ノ	子	ハ	其	者	二	得	レ	ノ	シ
債	ハ	レ	甚	二	記	ナ	子	承	生
勢	事	何	々	相	又	リ	ハ	諾	ス
者	實	ト	々	続	可	レ	道	善	ハ

以
 子
 子
 二
 吾
 已
 域
 減
 縮
 二
 子
 子
 蓋
 二
 債
 者
 相

復	不	右	少	舊	人	己	就	儿	負	二
工	当	人	得	債	担	其	可	又	担	相
儿	并	場	也	權	保	取	ハ	ト	之	統
力	高	合	こ	ヲ	可	及	本	少	子	人
ハ	人	二	ハ	其	面	己	法	祭	儿	ト
定	取	就	儿	得	復	許	ハ	見	无	十
隆	戻	ヲ	元	細	二	概	優	こ	幾	ノ
ノ	こ	舊	ノ	二	儿	少	勢	子	こ	或
通	十	債	十	性	少	担	者	儿	中	ハ
用	儿	概	リ	質	得	保	少	ト	少	債
七	力	ノ	ヲ	少	也	又	こ	キ	短	権
大	得	担	ヲ	帯	こ	ハ	少	ハ	少	者
二	十	保	ヲ	ヒ	ハ	キ	堂	如	始	自
利	舊	揚	ハ	ハ	ノ	善	二	こ	大	己
益	債	二	ハ	儿	こ	通	舊	是	少	二
下	権	工	ハ	代	こ	上	債	等	因	討
儿	自	儿	ハ	用	十	及	概	ノ	縁	シ
所	得	ハ	ハ	復	少	ヒ	少	場	ア	遺
ノ	ヲ	第	ハ	工	担	討	担	合	リ	贈
同	同	二	ハ	儿	保	人	二	子	少	ヲ

不當者... 取戻... 通用... 大ニ利益... 債權者

復工凡カハ定障ノ通用ト大ニ利益アル所ノ間

題十リ蓋シ債権ハ前記ノ担保ノ外或ハ債權者

若クハ債権者ノ方ニ於テ連帯アルモノアリ或

ハ備カ多若クハ受ク方ニハ不可文十ルモノアリ

リ或ハ過定約款ヲ俾セ或ハ銷除其他ノ原因ヨ

存シ之カ為テ其結果其証據ヲシテ其時効ノ期

間等ニ影響シ及ボスモノナリ而シテ本條ハ債

權者ヲシテ其錯誤起係リタル人ト暗証者ノ原因アリ

リテ之ヲ有償スヘキトキハ舊位置ヲ得セシム

ルモノナリ
因
然
テ其舊債權ヲ回復シ
テ

若
元
燕
新
習
人
違
做
人
行
為
可
為
し
た
ル
元
ノ
ト
云

ハ	先	債	儿	リ	利	後	然	カ	其
讓	中	機	一	リ	益	明	し	如	一
受	二	者	二	錯	少	少	凡	キ	分
人	説	二	ト	誤	失	為	才	二	分
ト	明	対	可	二	フ	二	五	ト	回
新	二	心	得	ハ	タ	二	百	ア	借
契	タ	相	入	ハ	儿	当	二	儿	心
約	ル	粒	故	儿	ノ	リ	十	可	他
シ	カ	可	二	債	結	示	七	カ	ノ
如	如	対	債	習	果	シ	在	ウ	一
シ	リ	抗	習	者	二	タ	乃	又	分
タ	債	入	者	ト	心	儿	七		分
儿	習	ル	ハ	元	少	所	才		回
二	者	二	讓	元	正	ノ	五		借
批	ハ	ト	愛	當	当	結	百		也
二	善	可	人	ホ	ノ	果	二		十
ト	押	得	乃	之	為	ハ	十		分
二	人	入	七	可	因	相	二		分
儿	善	是	善	免	二	粒	分		分
元	リ	心	押	カ	因	ノ	ノ		分

八讓受人ト新契約ヲ如シテ凡ニ非ズトスルモ

若クハ舊約努力ノ違做ノ行為ヲ為シテ凡ルモト云

フハキカ故ナリ

才五百三十一條

相殺ニ三種アリトハ才五百十九條之ヲ掲

ケテリ而シテ前条以上ハ二法律上ノ相殺ニ

定規ニ掲リルノ任意上ノ相殺ハ裁断

上ノ相殺ニ付テハ若クハ一得ケテ之ヲ規定

又

任意上ノ相殺或ハ当事者一方ノミヨリ并抗ス

ルコトアリ又其ノ約集ニテルコトアリ其其

心元ノ十ルトキハ其期限ヲ抛棄シ以テ相殺シ

対抗スルコトヲ獨其相殺一即チ任意ニノ相殺

ナリ又ハ替物ヲシテ同一ノ品質及ヒ分量ヲ以

テ返還スルコトヲノ寄託ナレバ合ニ欲テハ法

律ニ相殺行ハルニテ此ニ上ノモノ不五百

二十六條不ニ頂テ冬觀スルニ寄託者更テ受

寄者ノ債權者トナリ法律ノ利益ヲ抛棄ニ相殺

ヲ對抗スルヲ新勢ヲ免カレニト欲スルコトキハ

其意思ニ因リ相殺行ハルニテ只其相

殺ノ行ハルニテ寄託者之ヲ申取テテハ時ニア

リテ故テ既往ニ溯ル効力ヲ有セザルニテナリ

承讓スルヲ得（只此場合ニ於テハ）保証ノ承讓ヲ

必要ナル如ク又才ニニ為事者ハ其替存ルヲ

得カレ債務トモカテ之ヲ相殺セシメ且者事

者自己人得カレモ一人ハ其負担カレ

所カレ人カレ存カレカレ得カレ

才三明確トカレ債務ニ関スルモ為事者其

故~~要~~ヲ莫定ニ之ヲ以テ同等ノ人ト看做ニ相

殺ヲ為スルヲ得才何レ債務ヲ期限ニ至

ラカレモ古右債務者其利益人カレ後々カレ

期限ノ利益ヲ抛棄シ相殺ヲ為スルヲ得

本條ニ任意上ノ相殺義ハ合意上ノ相殺ヲ為

十	リ	之	明	裁		ノ	自	ハ	相
三	故	シ	確	判		十	録	該	殺
八	二	補	十	上	五	レ	ノ	債	フ
又	共	フ	ル	ノ	五	ハ	債	権	許
其	二	カ	シ	相	百	十	換	者	與
債	債	為	要	殺	三	リ	フ	フ	二
換	権	メ	ス	ハ	十		二	二	ル
自	ノ	二	ル	法	二		フ	フ	二
体	数	行	ノ	律	條		損	特	ト
二	額	ハ	一	上			害	別	能
件	確	ル	條	ノ			フ	ノ	ハ
中	実	、	件	相			被	利	ス
争	十	二	具	殺			ラ	益	何
ヲ	ヲ	過	備	ノ			レ	ヲ	ト
起	カ	中	セ	條			ル	得	ナ
コ	ル	カ	ル	件			ル	セ	シ
ス	場	ル	ル	中			二	二	ハ
二	合	又	二	債			至	メ	其
ト	ノ	ノ	当	務			ル	為	相
シ	二	十	リ	ノ			元	二	殺

至
フ
カ
心
債
務
ノ
負
担
ス
ル
ニ
當
リ
之
ニ
位
意
ト
ノ

判
所
一
月
字
シ
心
心
意
一
日
ス
二
及
ハ
入
断
ノ
如
干
場

己	ハ	テ	ノ	裁	り	毛	裁	一	得
ト	情	ハ	偶 ^判	判	本 ^編	ノ	判	二	ハ
著	筆	ハ	條 ^様	上	裁	ト	上	ト	キ
做	ノ	ス	ヲ	ノ	ハ	ス	ノ	ア	場
シ	為	求	以	相	二	及	相	リ	合
ナ	メ	ア	テ	殺	百	許	殺		シ
ル	甚	ル	宣	ハ	十	ノ	ヲ		於
ト	ク	ト	告	法	條	二	求		テ
干	シ	ヲ	ス	律	ヲ	ト	ハ		元
ハ	リ	ヲ	ル	上	先	ハ	ル		帶
紙	時	要	工	ノ	觀	先	ニ		キ
令	日	ス	ト	相	ス	中	ハ		裁
請	ノ	且	能	殺	ハ	二	反		判
求	還	及	ハ	ト	シ	後	許		上
ア	迫	許	ナ	懸		明	ヲ		ノ
ル	ヲ	ノ	ル	十		シ	起		相
毛	平	署	工	リ		ナ	工		殺
當	ナ	署	ト	裁		ル	ス		行
裁	ハ	署	ニ	判		所	ハ		ハ
		ノ	シ	所		ア	キ		ル

一
一
著
做
し
た
り
小
干
一
紙
令
請
求
了
り
毛
當
り
裁

判
所
ハ
相
殺
シ
云
じ
意
ハ
ス
ニ
及
ハ
ス
所
ノ
如
キ
場

合
ニ
於
テ
裁
判
所
ハ
先
ツ
主
ト
シ
請
求
ニ
就
テ
裁
判

シ
次
ヲ
他
ノ
請
求
ヲ
裁
判
ス
ハ
キ
毛
ノ
ト
ス
故
ニ
此

場
合
ニ
在
テ
ハ
若
キ
弱
別
レ
ニ
実
際
ニ
履
行
シ
受
ク

ハ
キ
ナ
リ
然
レ
反
ホ
裁
判
所
ハ
法
文
ニ
明
示
ス
ル
如

リ
反
テ
ノ
裁
判
ニ
至
ル
ニ
テ
主
ト
シ
テ
裁
判
シ
中

止
シ
テ
方
ノ
債
務
ヲ
シ
テ
其
箇
中
十
九
數
額
ニ
當
リ

ル
ニ
テ
相
殺
セ
シ
ル
ト
シ
得

才
五
百
三
十
三
千
餘

奉
條
元
兩
相
殺
ト
兼
當
ト
ノ
間
ニ
存
ス
ル
類
似
ノ
点

蘇
 別
 所
 用
 好
 元
 所
 為
 事
 者
 一
 意
 思
 一
 合
 致
 二
 出
 一

故	於	上	法	同	二	情	二	負	三
十	ヶ	ノ	律	ノ	於	誠	債	担	規
リ	凡	充	上	同	ヶ	ニ	撥	入	定
	モ	當	ノ	一	凡	カ	シ	ル	ス
	法	ノ	相	ノ	モ	ハ	得	二	ル
	持	規	較	充	亦	カ	ル	当	モ
	ヨ	則	二	當	債	シ	ト	リ	ノ
	自	シ	同	市	幣	所	キ	当	十
	ラ	用	ス	法	者	定	ハ	事	リ
	生	セ	ル	シ	現	ス	何	ニ	蓋
	ス	リ	ト	用	實	ル	シ	於	シ
	ル	是	キ	井	二	シ	ノ	債	債
	効	シ	ハ	ル	并	要	債	機	幣
	力	何	本	シ	情	久	幣	者	者
	ニ	レ	條	至	シ	而	相	二	自
	同	ノ	亦	當	為	レ	較	對	己
	ス	場	寫	ト	レ	テ	二	レ	ノ
	ル	合	ノ	為	此	此	因	使	債
	カ	合	法	ス	場	場	リ	ラ	幣
		ニ	律	ル	合	合			シ

裁判所ノ相殺元
所為事者ノ意思ノ合致ニ出テ

又ニテ行ハルニ元ノ十力故ニ又法律上ノ元

當ノ規足ニ從フニキ元ノト又

當事者一方ノ任意ナ心相殺行ハルニキ場合

ニ於テハ糸馬ノ任意充當ノ規則ヲ適用スルニ

然レ氏茲ニ一ノ難問アリ即チ四百七十年及

レ四百日七十一號ハ先ツ債權者ニテ充當ニ

為スヲ得セシメ債權者ニテ之ヲ為サルトキ始メ

テ債權者ニテ充當又ルヲ得セシムル元ノ

十力故ニ為事者當時ニ於テ債權者ノ日債權

始メ

債
務
者
ト
着
做
サ
ル
ハ
シ
然
レ
モ
其
寄
託
ノ
債
権
ト

ト	而	若	又	カ	ハ	二	ハ	二	自
キ	レ	ニ	最	ト	他	リ	レ	レ	己
ハ	ク	テ	初	レ	ノ	敵	然	レ	ノ
期	マ	テ	終	得	当	ヲ	レ	キ	債
限	其	債	ノ	ハ	事	其	凡	ハ	務
ノ	期	権	請	レ	者	充	二	同	ト
利	限	推	求	レ	債	当	時	時	ノ
益	マ	マ	ル		権	マ	二	二	相
マ	ク	存	二		者	為	任	相	殺
抛	ク	ス	当		ノ	ス	意	殺	セ
棄	レ	ル	リ		資	ノ	上	ノ	ニ
シ	趣	其	被		格	權	ノ	順	上
以	意	期	告		マ	利	相	序	ト
マ	自	限	々		以	マ	殺	マ	マ
其	己	未	ル		マ	行	マ	指	望
債	ノ	々	モ		充	ハ	并	示	ハ
務	為	到	ノ		マ	々	抗	二	旨
ノ	十	来	自		マ	ル	ス	レ	マ
一	十	セ	可		マ	ト	レ	マ	確
箇	レ	又	原		マ	キ	止	マ	述

若リハ故箇ト自己ノ債權トノ相較シ申立テ且

其充當ノ權ヲ行ヒ又ハ債權者シテ之ヲ行ハ

シハルコトヲ得

相殺ノ合意上ノ起ルアルトキハ當事者協議ニ

テ其充當ヲ規定スヘシ

第五節 混同

第五百三十四條

混同ニ由リ債權者ト債務者トノ及對

セル分限ヲ同一ノ人ニ候合セシムルモノナリ

シハテ皮相視スルハ多ク少相殺ト類似スル所アリ

リ然レ此其間ニハ大ナル差異ノ存スルモノアリ

且	ト	智	二	智	放	二	債	川	川
相	十	者	其	者	テ	箇	換	即	然
殺	少	子	与	知	ハ	債	者	4	レ
ハ	所	ル	事	ル	当	権	ハ	相	比
二	謂	カ	者	又	事	ト	上	殺	其
箇	權	故	ハ	ハ	者	存	債	放	向
ノ	利	二	自	二	一	立	務	テ	ハ
債	害	定	己	一	方	二	者	ハ	大
務	ノ	際	ハ	三	ノ	レ	ル	右	十
ハ	存	何	債	負	レ	ハ	カ	为	レ
情	又	等	権	担	債	十	故	者	差
潤	ル	効	者	物	権	ノ	二	同	異
也	コ	力	ハ	又	者	然	箇	時	ノ
レ	ト	ヲ	又	箇	ハ	レ	人	二	存
ハ	十	テ	ハ	下	レ	二	債	相	ス
ル	又	生	自	ル	候	混	務	手	ル
モ	一	ス	己	ノ	テ	同	上	方	レ
ノ	十	コ	ノ	レ	債	二		ノ	ノ
十	十	コ	債	故				ノ	ノ

フル
 二皮相視ス
 八多サ相殺ト
 類似スル所
 下

後ニ至リテ其知意ニ基キテ規定ヲ掲クニ所

元	水	ル	リ	リ	ニ	異	此	過	レ
ノ	ス	ア	且	ル	消	々	他	キ	且
十	億	ト	其	ニ	滅	ル	帝	久	七
上	勢	日	繼	過	セ	モ	子	初	混
ト	者	リ	續	キ	シ	ノ	恨	新	同
此	ヲ	混	ノ	又	ハ	ア	同	林	ハ
言	シ	同	時	シ	心	有	ト	併	爲
滅	テ	ハ	期	テ	モ	即	相	固	十
ニ	新	義	ニ	其	ノ	々	殺	新	箇
其	勢	勢	長	妨	ニ	混	ト	新	儋
當	ハ	自	短	害	水	同	ハ	新	儋
ヲ	羈	体	ア	々	又	ハ	同	新	儋
得	絆	ヲ	リ	々	三	其	ハ	新	儋
々	ヲ	毀	羅	其	儋	實	ハ	新	儋
ル	免	棄	馬	妨	擁	之	ハ	新	儋
モ	カ	ス	人	害	ノ	執	層	大	儋
ハ	シ	ル	嘗	ニ	行	ヲ	十	儋	儋
ニ	シ	モ	テ	多	ヲ	勢	ハ	儋	儋
ニ	ハ	ハ	謂	少	方	心	差	儋	儋
テ	九	ニ	ハ	ア	方	心	差	儋	儋

得	合	不	无	觀	天	混	恨	下	復
儿	二	他	ハ	ス	規	同	同	リ	二
二	旅	人	无	ハ	定	ノ	ヲ	然	至
至	ヲ	ノ	希	シ	二	子	以	シ	リ
リ	无	物	其	又	ノ	ト	テ	氏	ヲ
々	希	上	其	要	儿	大	新	文	其
儿	其	二	混	後	所	儿	勢	字	知
ト	概	行	同	概	ア	先	消	ノ	意
キ	利	ハ	二	消	リ	キ	滅	ノ	二
ハ	ヲ	儿	二	滅	本	子	ノ	單	基
概	存	、	テ	ノ	編	地	原	ヲ	キ
利	二	所	貸	原	分	役	因	旨	々
ハ	儿	ノ	借	因	二	概	ト	ト	儿
所	无	物	概	中	百	消	概 ^消	ス	規
有	ノ	概	抵	合	八	滅	ス	儿	定
概	物	ノ	当	併	十	ノ		二	ヲ
ト	ノ	存	概	ト	九	原		因	揚
混	有	ス	其	概	条	因		リ	ノ
同	概	儿	他	ス	ヲ	ト		人	儿
ス	ヲ	場	概	儿	冬	二		皆	所

无
 ノ
 十
 上
 上
 上
 此
 言
 成
 二
 其
 当
 ヲ
 得
 々
 儿
 无
 ノ
 二
 二
 二

権	レ	債	ニ	先	ル	ル	同	レ	レ
判	ル	務	ニ	以	カ	テ	レ	レ	分
及	ト	シ	養	相	故	レ	行	レ	限
債	キ	負	子	続	ニ	テ	レ	其	シ
権	ハ	担	其	ニ	法	ル	レ	実	一
ヲ	養	レ	養	因	文	又	ハ	際	人
取	子	メ	親	リ	ニ	猶	ホ	ニ	二
得	ハ	リ	ニ	限	ハ	ホ	ホ	最	併
ス	其	レ	効	用	相	此	レ	モ	存
ル	養	ニ	レ	レ	続	他	レ	多	ス
ヤ	親	後	養	行	等	ニ	レ	キ	レ
明	ノ	之	子	ハ	ト	限	相	カ	ノ
カ	有	ニ	縁	ル	云	同	続	所	以
ナ	レ	相	続	レ	ハ	レ	レ	以	ナ
リ	メ	続	以	場	リ	行	場	ナ	リ
而	リ	ス	前	合	ル	ハ	合	知	ス
シ	レ	ル	ニ	ヲ	ル	レ	ア	レ	以
テ	一	ニ	在	例	ル	レ	レ	レ	揚
人	切	至	ツ	示	ル	場	レ	レ	シ
自	ノ	リ	ニ	セ	ル	限	限	レ	シ

而
 之
 才
 法
 又
 二
 相
 続
 以
 才
 債
 權
 者
 上
 債
 務
 者
 上

其遺贈者人
贈與價格財產
目的ト又ルコト

フ
想像スル
ハ遺産者其債權
ノ
ハ債權者ニ贈

與
ニ若クハ遺贈セ
ト欲スルニ
ハ
キ
ル
トキ

ハ
故テ債權ノ讓渡
ノ
ハ
之ニ其權利ヲ移轉又

ル
ト
為テ
ノ
ノ
無償ノ
除ク
為
之
ヲ
抛

棄
ス
ル
ニ
止
ル
ハ
キ
カ
故
ナ
リ

又
恨
固
ハ
特
定
權
原
取
得
人
ニ
行
ハ
ル
ハ
ト
ア
リ

即
チ
債
權
者
其
債
權
者
ヲ
無
償
ハ
免
除
ノ
有
償

ノ
免
除
ヲ
得
義
務
ヲ
免
カ
ル
ハ
ト
能
ハ
ル
ニ
因

リ
秘
密
代
理
人
ニ
依
リ
又
ハ
假
名
ヲ
以
テ
自
己
ニ
對

ニ
連
帶
ス
ル
債
權
ヲ
買
取
ル
時
ノ
如
キ
是
ナ
リ

干
ヤ
巾
編
十
フ

毛	勢	一	如	母	夫	小	八	権	茲
人	又	膝	何	子	因	又	債	者	二
及	成	心	十	心	月	榮	権	二	秘
心	立	債	心	心	混	心	者	其	定
討	也	被 _レ 権	場	心	同	單	其	債	代
人	十	被 _レ ヲ	合	心	火	三	債	権	理
若	心	行	二	心	行	未	替	ヲ	人
フ	ヤ	田	心	心	心	為	者	置	ノ
八	州	又	心	心	心	ヲ	火	取	干
物	力	心	心	心	心	為	未	ヲ	悔
上	十	二	心	心	二	又	為	二	ヲ
人	心	ト	心	心	ト	ハ	ヲ	又	想
担	故	心	心	心	ナ	キ	為	ト	像
保	二	心	又	心	カ	工	二	ヲ	ス
共	債	心	恨	心	ル	ト	ハ	言	心
二	勢	心	同	心	フ	心	餘	心	人
情	ノ	力	ノ	心	キ	心	力	込	債
憾	徒	故	行	心	カ	飛	ア	心	替
ス	子	二	心	心	故	ス	心	ト	者
ハ	心	債	心	心	ナ	心	工	キ	債

廿	踴	相	儿	性	卜	其	万	然	キ
七	夕	続	ト	神	久	自	レ	リ	ヤ
五	儿	人	ト	人	祥	録	ハ	ト	巾
八	以	ノ	キ	物	カ	ノ	輕	毛	備
受	復	資	ハ	定	ニ	情	ノ	毛	十
贈	ニ	格		ス	之	感	癡	棍	リ
者	矣	悪		儿	フ	帝	立	同	
ニ	見	失		原	説	怪	テ	ハ	
余	ニ	亡		因	カ	ト	得	其	
七	夕	或		ニ	ニ	墨	儿	他	
夕	儿	ハ		基		カ	コ	ノ	
儿	他	遺		文	相	儿	ト	新	
負	ノ	贈		相	続	所	夕	智	
担	遺	ア		流	人	ノ	才	情	
不	言	リ		日	裁	原	元	感	
履	以	夕		リ	判	母	ノ	ノ	
行	テ	儿		除	所	ノ	ト	帝	
ノ	テ	毛		任	ニ	一	久	在	
如	取	其		セ	於	十	是	ニ	
メ	者	遺		テ	テ	リ	レ	比	

元ノ及ヒ討人弟ノハ物トノ担保共ニ情感スハ
 元ノ及ヒ討人弟ノハ物トノ担保共ニ情感スハ
 元ノ及ヒ討人弟ノハ物トノ担保共ニ情感スハ

二
解
際
ノ
為
ル
元
恨
同
ヲ
無
新
ト
レ
秒
時
ヲ
レ
再

元	元	祭	兵	儿	三	新	賜	レ	賜
ノ	ノ	セ	恨	新	於	言	與	又	與
ノ	二	二	同	努	テ	行	與	ハ	解
ノ	レ	ハ	ヲ	共	ハ	為	罷	賜	レ
ト	レ	ル	レ	二	恨	ノ	セ	與	又
ヲ	恨	所	レ	存	同	ル	ラ	者	ハ
要	同	ノ	無	統	無	二	レ	共	賜
ス	ヲ	原	効	ス	効	因	或	債	無
是	惹	因	二	ハ	レ	リ	ハ	権	者
ヲ	起	ハ	属	レ	属	廢	債	者	ノ
以	レ	ハ	セ	レ	レ	罷	権	ヲ	無
レ	知	又	レ	レ	主	セ	ハ	詐	効
ヲ	時	レ	ハ	レ	ノ	ヲ	代	害	カ
為	日	法	新	レ	レ	レ	替	ヲ	ノ
事	以	律	努	レ	新	ノ	ア	レ	為
者	前	二	ヲ	レ	努	レ	リ	ノ	ハ
同	二	徳	レ	レ	及	ノ	ノ	レ	賜
任	存	許	ヲ	レ	レ	ノ	レ	二	與
意	ス	レ	自	レ	徒	場	元	因	効
二	ル	ル	レ	レ	ノ	合	其	リ	際

陸

ヲ免カシシムルニ因リ直クニ同一ノ分限ヲ

以テ自體ノ共同債務者ニ對シ其實際ノ負擔部

分ヲ昭顯スルキコトヲ求ムハケシムナリ

本條第一項ハ債務者一ニシテ自分ノ連帶債務

者アル場合ヲ規定シテ二項ハ債務者一ニシ

テ自己ノ連帶債務者アル場合ヲ規定スルモノ

凡ソナリ然レトモ其論議ハ同一ニシテ債務者

債務者ニ相統スルト債務者之ニ相統スルトコ

同ハス其債務者ノ部分ノ混同ニ因リ情

憾スルニ過キナレモノトス

又自己ノ債務者及ヒ自己ノ債務者アリテ共ニ

昆
同
二
因
力
均
威
二
儿
二
上
能
一
久
然
一
氏
亦
僂
機

リ	不	前		ハ	担	僂	放	ア	連
蓋	可	條		キ	ハ	第	テ	儿	帶
二	文	二	第	ヤ	部	二	花	ハ	二
僂	十	仮	五	明	ハ	攝	文	二	而
勢	儿	定	百	カ	ハ	二	二	上	之
ノ	上	二	三	十	ハ	分	之	免	テ
性	キ	儿	十	リ	ハ	割	二	凡	其
雙	ハ	儿	六		務	ハ	明	是	一
上	端	場	條		求	若	疑	ハ	人
不	決	合			二	僂	也	実	地
可	較	二			儿	機	又	際	ノ
文	之	於			ノ	者	蓋	甚	一
十	單	テ			機	結	二	至	人
儿	簡	テ			利	局	此	二	二
上	十	僂			マ	若	場	ハ	相
キ	テ	勢			儿	僂	合	十	統
ハ	テ	ノ			二	勢	二	儿	二
其	儿	性			止	者	テ	力	場
一	所	雙			二	ノ	ハ	故	合
分	ア	上			儿	負		二	

又凡三トヲ要ス本編第三百九十八號及七四

合	公	益	リ	新	キ	混	然	毛
意	ハ	ニ	ハ	務	カ	同	ラ	人
日	債	債	債	者	蓋	ノ	ハ	ト
リ	務	係	者	債	此	利	則	又
発	ヲ	ノ	同	権	例	益	チ	
生	発	存	ニ	者	題	ヲ	債	
シ	生	ス	於	若	ヲ	受	権	
タ	セ	ル	テ	リ	断	ク	者	
ル	シ	モ	会	ハ	定	ハ	若	
権	タ	リ	社	債	ス	キ	ク	
利	双	ア	若	務	ル	元	ハ	
ハ	互	リ	ク	者	ニ	ノ	債	
関	ノ	或	ハ	之	二	ハ	務	
係	担	ハ	代	ハ	当	ハ	者	
存	保	共	理	連	リ	位	人	
ス	ヲ	同	ノ	帶	テ	置	一	
ル	生	ノ	如	債	ハ	如	人	
ニ	シ	債	キ	権	ハ	何	三	
位	タ	権	換	者	不	十	二	
意	ル	若	利	若	可	九	テ	
	ル		々		文	八		

合意ヨリ発生シタル債利ノ圍係存スルニ付意

スルコトヲ要ス本編才三百九十八号及ヒ可四

百四十四条ヲ先觀スヘシ是ヲ以テ債換者通常

ノ場合ニ於テ全部所換ヲ行フタルトキハ其利

益カ他ノ債換者ニ分與スルノ新務アリ又債務

者債務ノ全部ヲ承継シタルトキハ自餘ノ債務

者ヲ以テ其債務ニ付中負担スル部分ヲ自己ニ

召換セシムルノ換利アリ政ニ混同ノ行ハシサ

ル場合ニ於テ元債務者ノ一人ニ相續シタル債

權者ノ一人ハ其前主ノ生前中許換ヲ行ヒシ十

ラハ其供スルコトヲ要シタリシ償金ヲ出スル

債權者一人ノ許進セルト欲スルトキハ先ツ

其一分ノ債金ヲ供セザル可カラズ然ラズレハ

自餘ノモノニ對シテ負擔スル所ノ担保ノ抗弁ヲ

被リ其後進ヲ排斥セザルニ又後債權者自己

ノ名ヲ以テ許進ヲ受ケタルトキハ自己ノ分限

ト混同シタル債權者ノ分限ヲ以テ自餘ノモノ

ニ對シテ其利益ノ一分ヲ受ケハキ人權利ヲ對抗

スルニ是レ又本條ニ就テ又九所ノ不而四十

五條ニ定メタル一般ノ原則ノ適用ナリ

第五百三十七條

以上ノ諸條ニ就テハ混同ニ因リ債權者ノ分限

上
十
八
七
六
五
四
三
二
一

人	同	一	分	限	即	分	相	反	對	七	廿	分	限	候	合				
レ	子	レ	場	合	シ	規	定	工	レ	元	十	レ	是	シ	以	テ	又	連	
帶	レ	テ	不	可	文	ノ	工	ト	シ	規	定	工	レ	シ	要	ス	例	ハ	
債	權	者	ノ	一	人	若	ク	ハ	債	權	者	ノ	一	人	他	ノ	債	權	者
若	ク	ハ	債	權	者	ニ	相	統	シ	又	ハ	中	三	者	才	二	箇	ノ	債
機	者	ニ	相	統	シ	或	ハ	二	箇	ノ	債	權	者	ニ	相	統	シ	テ	レ
場	合	即	チ	是	ナ	リ	此	場	合	ニ	於	テ	ハ	一	箇	ノ	債	權	者
レ	一	債	權	分	シ	六	二	箇	ノ	債	權	者	ノ	八	二	箇	ノ	債	權

ノ一債務分レテ二箇ノ債権者ノハ二箇ノ債務

トナルモノニ非ス是レ恰モ債権者重テテ同一

ノ議約シ債権者ニ為レタルトキト同ク決シテ

之カ為メ二箇ノ私務分立セザルモノニ非ス然

レレニ二箇ノ議約中其一ト他人一ト多ク負担シ

異ニシ別ニ更改ノ成立セザルトキハ本編不四

百九十歩シテ親スルニ債権者ハ自己ノ利益ニ

従ヒ何シカ其一ヲ行フニトシ得^別ハ一人ノ債

約利息ヲ生シ他ノ一ヲ以テ之ニ質若クハ抵当

ヲ附着シタルトキハ債権者ト此二箇ノ利益ヲ

一ノシテ選シ取スルニ止ラズ候也テ之ヲ行フ

一ノシテ選シ取スルニ止ラズ候也テ之ヲ行フ

以 下 他 人 利 益 を 求 む る 者	以 下 新 幣 の 利 益 を 求 む る 者	一 人 に 相 続 し て な ら ず 又 別 相 続 人 と 名 す	他 人 一 人 に 相 続 し て な ら ず 又 別 相 続 人 と 名 す	帶 債 権 者 二 債 務 者 其 一 の 債 権 者 二 利 息 の 約 は	利 益 の 合 せ を 求 む る 者 又 之 に 及 ぶ 二 箇 の 連	統 一 の 債 権 者 の 存 在 者 に 對 し 二 箇 の	他 人 一 人 に 供 じ 而 し て 其 一 人 他 人 二 相	已 に 二 箇 の 連 帶 債 務 者 の 一 人 其 一 利 息 の 約 は	本 條 に 規 定 ス ル 場 合 に 於 て 亦 其 趣 同 一 に	之 に 得 る 者
---	--	--	--	--	---	--	---	--	--	-----------------------

ノ	ナ	混	同	本		全	ノ	不	以
十	ル	同	ス	條		ク	分	可	レ
ル	ト	ニ	ル	ハ	才	同	限	文	化
ト	キ	因	ト	保	五	一	ノ	新	ノ
キ	ハ	リ	同	証	百	十	一	ノ	利
ハ	保	儀	一	ニ	三	リ	人	益	ヲ
鼻	証	合	ノ	同	十		二	求	ハ
ニ	情	ニ	規	ノ	八		儀	ハ	レ
合	憾	ク	則	主	條		合	レ	ノ
儀	シ	ル	ク	ク			ニ	ク	ノ
十	又	分	通	ル			ク	ノ	ノ
リ	其	限	用	儀			ル	ノ	ノ
ト	分	ノ	又	者			ト	ノ	ノ
又	限	相	ル	ノ			又	ノ	ノ
	ノ	及	元	分			其	ノ	ノ
	相	対	ノ	限			其	ノ	ノ
	容	ス	十	儀			結	ノ	ノ
	ル	ル	リ	合			果	ノ	ノ
	、	元	即	ニ			ハ	ノ	ノ
	元	ノ	ク				儀	ノ	ノ
							者		

以レ新ノ利益ノ一ヲ飛メ又此相續人ノ名ヲ

又凡上同
十凡
八中力故
二担保
ノ机并
以ヲ

担保	凡	若	是	以	保	证	以	人	才
人	下	心	元	八	証	人	担	二	一
求償	才	引	痛	担	人	保	保	相	項
機	凡	受	木	者	ノ	証	二	然	保
シ	引	人	保	以	引	才	凡	之	証
有	人	若	証	才	受	久	二	才	人
二	若	才	情	更	人	惜	小	凡	債
凡	才	才	憾	才	又	憾	能	下	機
二	八	三	也	乙	才	以	人	才	者
ト	才	所	凡	其	三	才	凡	債	二
院	三	持	可	担	者	更	才	機	相
元	所	者	力	保	日	才	明	者	統
前	持	シ	才	ト	リ	乙	力	自	又
保	者	証	入	之	供	復	才	才	八
証	八	造	蓋	才	心	保	凡	自	債
人	之	也	之	凡	才	証	力	己	機
二	才	下	債	ト	凡	人	故	ノ	者
才	才	人	機	才	債	保	二	債	保
才	才	人	者	ト	若	証	保	機	証

相保
人
求
債
務
シ
有
ス
ル
コ
ト
陪
元
前
保
人
ニ
付

又
ル
上
同
コ
ト
ル
ハ
キ
カ
故
ニ
担
保
ノ
抗
弁
シ
以
テ

之
シ
相
保
ノ
抗
弁
ノ
効
力
ニ
及
ブ
コ
ト
ハ
一
人
ニ
限
リ

數
大
ニ
同
一
債
務
シ
保
人
ノ
上
キ
其
共

同
保
人
ノ
連
帶
ノ
上
キ
同
ノ
上
キ
其
新
務
ハ

保
人
ノ
附
從
ノ
上
キ
別
ノ
保
人
ノ
新
務
ハ

シ
以
テ
保
人
ノ
一
人
ニ
限
リ
混
同
ノ
上
キ
自
給

ノ
上
キ
其
一
人
ノ
部
分
ニ
付
キ
新
務
シ
免
カ
ル

ニ
過
キ
ス
コ
ト
ハ
一
人
ノ
部
分
ニ
付
キ
新
務
シ
免
カ
ル

才
ニ
同
保
人
債
務
者
ニ
相
続
シ
若
ク
ハ
債
務
者
保

保
人
ニ
相
続
シ
下
キ
ハ
保
人
ノ
情
感
ス
ル
元
是
シ

己	五	之	以	以	以	合	以	以	其
子	又	二	子	心	以	侯	以	以	侯
儿	是	付	儿	者	以	上	因	以	權
場	具	中	雙	以	以	儿	以	以	端
合	至	統	若	以	以	无	以	以	二
二	少	生	力	以	以	廷	以	以	何
施	儿	心	六	以	以	以	以	以	等
个	債	心	批	以	以	以	以	以	人
儿	勞	心	為	以	以	以	以	以	利
卜	者	心	了	以	以	以	以	以	益
其	一	心	子	以	以	以	以	以	可
趣	人	心	儿	以	以	以	以	以	元
意	他	心	上	以	以	以	以	以	與
以	一	心	中	以	以	以	以	以	以
同	人	心	債	以	以	以	以	以	以
了	二	心	權	以	以	以	以	以	以
不	相	心	者	以	以	以	以	以	以
儿	統	心	八	以	以	以	以	以	以
毛		心		以	以	以	以	以	以
人		心		以	以	以	以	以	以

十

第五節

履行不能

第五百三十九條

履行不能の義務消滅の原因又之ヲ稱ス

履行不能の義務消滅の原因又之ヲ稱ス

履行不能の義務消滅の原因又之ヲ稱ス

履行不能の義務消滅の原因又之ヲ稱ス

履行不能の義務消滅の原因又之ヲ稱ス

履行不能の義務消滅の原因又之ヲ稱ス

履行不能の義務消滅の原因又之ヲ稱ス

二ノニ場合ニ於ケルト其趣意シ同フスルモ

不債換者其指定ニ卷加セズ之ヲシテ自由ニ取

千金銀 若クハ 米穀ノ準備ヲ為シテリト是ニ指

テ多クナリトテ債替者債権者ニ交付セシカガニ特

ニル所トシテ同性質ノ物スルニ至リテ金銀兼穀日用品極々

ニシテ少ク取替ルルニ至リテハ何ヲナシテハ世ニ其約ニ

等以直担スルトキハ決シテ履行ノ不能ニ因ル

直ニ明カナリ故ニ債替者金銀兼穀又ハ日用品

凡ク定量物代替物ハ決シテ尽ク減失セザルヤ

ト云テテ之ヲ詳論スルニ必要ナシト云フ直ニ

理由由ニ後明スルニ当リ詳述ニテハ以テ茲

三十五卷三十三卷三十二卷及ヒテ三十三卷十四卷

千金録
 卷之八
 未穀
 一
 彈備
 シ
 ぬ
 シ
 ナ
 リ
 ナ
 是
 元
 福

然	ノ	毛	物	ノ	債	先	債	出	不
レ	子	ノ	子	為	務	人	債	出	債
凡	ル	二	ル	二	者	為	務	又	機
亦	ト	シ	ト	其	以	二	者	ス	者
定	干	シ	中	新	好	其	此	ト	其
量	乙	容	译	務	ノ	新	好	ヲ	指
物	限	易	カ	之	毛	務	人	得	定
ヲ	ル	二	ニ	之	ノ	ヲ	毛	セ	ニ
目		毀	之	云	若	免	不	レ	冬
的		損	云	ハ	ク	カ	又	レ	加
ト		シ	ハ	其	ハ	レ	ハ	レ	セ
エ		又	ハ	債	不	二	不	レ	ス
ル		人	特	務	可	ト	可	レ	之
新		減	二	ノ	抗	純	抗	レ	シ
務		失	指	目	力	分	力	レ	テ
ノ		心	定	的	ニ	ス	ニ	レ	テ
舊		得	シ	特	因	其	因	レ	自
行		ハ	々	定	リ	下	ル	レ	由
不		マ	ル	ニ	減	不	レ	レ	ニ
能		毛	ル	定	失	能	レ	限	配

トナリナレ
場合ニ
於テハ
不可
抗力ナ
ルニ

トナレ
場合
ナレ
ト云
フ可
カニ
入
ル
其
物
類
公

衆
ノ
係
安
ノ
為
メ
不
融
通
物
ト
ナ
リ
テ
ル
時
之
ナ
リ

蓋
シ
公
衆
ノ
秩
序
安
寧
計
ル
カ
為
メ
物
類
争
テ

之
ヲ
不
融
通
物
ト
ス
ル
場
合
ハ
危
険
ノ
物
量
甚
リ
ハ

凶
器
ニ
関
シ
実
際
顯
出
ス
ル
ト
ナ
レ
ト
セ
ス

債
權
者
ヲ
シ
テ
責
ニ
任
セ
シ
メ
サ
ル
テ
原
則
ト
ス
ル

所
ノ
事
件
三
箇
ア
リ
物
ノ
滅
失
其
紛
失
及
ヒ
其
不
融

通
物
ト
ナ
リ
テ
ル
ト
キ
詳
カ
ニ
之
ヲ
云
フ
ハ
官
ノ
處

分
ニ
因
リ
債
權
者
自
由
ニ
之
ヲ
處
分
ス
ル
能
ハ
ル
ト
ナ
ル

ニ
至
リ
テ
ル
ト
キ
即
チ
是
ナ
リ
蓋
シ
物
ノ
不
融
通
物

ハ	ト	物	特	就	本	ト	外	シ	ト
ハ	純	類	定	キ	條	及	ノ	テ	ト
或	ハ	ニ	物	定	ハ	ヒ	工	其	ナ
者	サ	シ	ト	エ	特	不	ト	減	九
百	ル	テ	同	リ	ニ	可	ア	失	場
石	ニ	全	一	文	指	抗	リ	又	合
ノ	至	ク	視	ル	定	カ	ハ	ハ	ニ
半	ろ	減	テ	分	セ	ハ	不	紛	就
シ	シ	失	リ	量	サ	二	可	失	テ
保	ハ	シ	蓋	テ	ル	倍	抗	シ	ハ
藏	ル	透	シ	扱	又	テ	カ	テ	不
セ	耗	ニ	其	取	一	候	力	ハ	可
リ	ノ	倍	分	ス	團	用	アリ	場	抗
倉	十	約	量	ハ	ノ	之	是	合	力
庫	ル	物	ノ	キ	集	ル	シ	ニ	ナ
中	コ	テ	所	モ	合	所	意	就	ル
十	ト	引	謂	ノ	物	以	外	テ	元
石	ア	渡	有	テ	ノ	テ	ハ	ハ	ノ
テ	リ	ス	限	以	中	リ	意	二	ニ
取	例	テ	ノ	テ	ニ		意		

ニ
至
リ
テ
ル
ト
キ
即
チ
是
テ
リ
蓋
シ
物
ノ
不
融
通
ナ
ル

致
的
二
レ
優
勢
者
ノ
レ
純
リ
優
勢
者
ノ
レ
足
リ
相

勢	ヲ	注	新	ト	又	其	要	夫	リ
者	優	意	勢	キ	引	新	心	以	引
シ	行	ヲ	ヲ	元	度	勢	又	僅	渡
レ	ス	要	免	亦	レ	ヲ	五	カ	ス
テ	心	ス	カ	履	ノ	免	石	心	ハ
新	ノ	ル	レ	行	秋	カ	心	十	キ
勢	不	毛	レ	ノ	勢	ル	レ	石	二
ヲ	能	ハ	ハ	不	二	ノ	ヲ	レ	ト
免	ハ	大	ル	能	圓	レ	鮮	残	シ
カ	絶	リ	毛	心	也	邊	ス	ス	約
シ	對	何	ハ	均	不	レ	ト	毛	レ
レ	的	レ	十	レ	作	爲	キ	亦	レ
ハ	夕	十	リ	レ	爲	ノ	心	之	ト
レ	ヲ	レ	此	優	ノ	邊	之	ヲ	ト
二	カ	ハ	場	勢	新	勢	ヲ	引	キ
足	ル	作	合	者	勢	二	引	渡	ハ
リ	毛	爲	夕	レ	圓	ノ	度	ス	其
二	猶	ノ	レ	レ	二	邊	レ	工	一
相	亦	新	特	ヲ	ノ	邊	心	ト	分
	優	勢	二	其	レ	ノ	ヲ	ヲ	威

弱者
シ
シ
シ
シ
ハ
ル
ニ
足
リ
學
ニ
相

殺
的
コ
シ
テ
優
勢
者
ノ
シ
独
リ
勝
行
ス
ル
コ
ト
能
ハ

カ
ル
ヲ
以
テ
執
勢
者
ノ
威
ノ
原
因
ト
為
ス
ニ
足
ル
モ
ノ

ト
久
例
ハ
ハ
技
術
工
藝
業
々
ハ
文
学
ニ
関
ス
ル
作
為

ノ
義
務
ヲ
負
担
シ
債
務
者
ノ
一
身
ノ
技
能
ヲ
主
眼
ト

シ
テ
契
約
ヲ
為
シ
テ
ル
場
合
ニ
於
テ
債
務
者
不
能
ハ

疾
病
若
リ
ハ
癩
疾
ニ
係
カ
リ
其
執
務
ヲ
履
行
ス
ル
ノ

能
カ
ヲ
失
フ
テ
ル
ト
キ
ハ
全
ク
其
執
務
ヲ
免
カ
シ
放

テ
他
人
ヲ
シ
テ
之
ヲ
履
行
セ
シ
ム
ル
ニ
及
ハ
ス
又
之

ヲ
履
行
セ
シ
ム
ト
主
張
ス
ル
ノ
權
利
ヲ
有
セ
カ
ル
ハ

コ

子
 時
 向
 供
 水
 其
 他
 所
 經
 工
 事
 等
 如
 干
 其
 他

物	力	上	予	實	官	一	セ	不
權	力	二	此	際	威	キ	作	作
ヲ	為	通	場	極	力	ト	為	為
抛	人	行	合	大	ノ	ト	ノ	靴
棄	妨	ノ	十	ヲ	ノ	ヲ	務	二
シ	害	地	ニ	稀	為	約	可	至
メ	ヲ	役	ト	ナ	ニ	シ	十	リ
ル	及	權	云	ル	止	ナ	カ	テ
モ	ホ	ヲ	フ	ハ	シ	ル	ル	ハ
ノ	ス	有	可	ケ	ス	所	ハ	教
二	ハ	ス	カ	シ	行	ノ	何	ヲ
此	時	ル	カ	ハ	フ	コ	ト	法
又	向	元	カ	ナ	ニ	ト	ナ	文
單	其	ノ	ス	リ	至	ヲ	シ	二
二	通	其	例	然	リ	不	ハ	之
新	行	承	ハ	シ	ナ	三	為	之
務	權	役	地	凡	ル	者	サ	ヲ
ヲ	ヲ	地	人	亦	元	義	ハ	規
約	行	二	ノ	絶	人	リ	ル	定
シ	ハ	之	地	ハ		ハ		

是	没	开	降	能	レ	儿	断	八	夕
フ	水	儿	地	十	夕	ト	セ	不	儿
以	正	工	二	儿	儿	キ	可	可	時
フ	夕	ト	於	カ	毛	ハ	シ	抗	尚
履	儿	フ	フ	故	ノ	不	諾	力	共
行	ト	納	汲	二	十	作	約	ノ	水
不	キ	シ	水	億	リ	為	者	如	其
能	ハ	夕	權	帶	蓋	ノ	止	二	他
不	又	儿	フ	者	シ	新	フ	要	道
作	其	毛	有	其	此	勢	得	彼	路
為	二	火	二	勢	場	フ	不	地	况
ノ	任	災	儿	フ	合	不	承	ト	整
場	セ	等	二	字	二	可	彼	公	工
合	カ	二	与	儿	託	抗	地	道	事
二	儿	際	リ	二	フ	力	方	ト	等
託	毛	止	一	及	ノ	二	フ	ノ	ノ
フ	ノ	フ	時	ハ	不	因	通	通	如
ハ	ト	得	汲	ス	作	リ	行	行	干
不	又	入	水	又	為	免	正	フ	其
作	又	入	也	又	不	力	知	謝	地

物權
 拋棄
 止
 儿
 毛
 ノ
 二
 此
 入
 單
 二
 新
 勢
 フ
 知
 之

失二因リ負担物ノ減失ヲ生スルヲアテハ教

テ	ス	セ	ニ	リ	若	物	兵	八	為
財	ル	カ	付	ク	ク	ノ	本	又	ノ
産	ノ	ル	セ	ル	ハ	減	條	不	能
帯	特	コ	シ	ト	懈	失	二	作	能
ノ	別	ト	レ	キ	怠	即	因	為	二
二	ノ	シ	カ	ニ	ノ	シ	リ	ノ	因
ト	合	要	ル	当	責	履	務	務	リ
又	意	ス	工	リ	ナ	行	ノ	二	儘
亦	ハ	債	ト	既	キ	ノ	情	七	務
後	次	務	才	二	工	不	愆	通	者
ニ	條	者	三	引	ト	能	二	用	務
規	ノ	危	其	渡	才	シ	九	ス	シ
定	主	険	危	シ	二	生	二	八	免
ス	眼	及	険	又	履	セ	八	干	際
ル	ト	ヒ	及	ハ	行	シ	一	ノ	二
所	ス	災	災	履	ハ	十	億	ル	ハ
ア	ル	害	害	行	不	九	務	十	ノ
リ	所	ヲ	二	ハ	能	過	者	リ	原
其	ニ	担	担	違	ト	失			則
局	シ	任	任	帶	十				

天 財 運 帶 人 工 天 和 後 二 規 定 スル 所 アリ 其 局

失 二 因 リ 負 担 物 ノ 減 失 シ 生 スル 所 アリ 八 故

天 後 明 以 待 々 廿 儿 所 ナリ ト 免 元 只 定 際 少 欠 元

亦 債 務 者 人 過 失 ヲ カ 為 人 負 担 物 不 融 通 物

ト ナ リ 々 儿 一 例 シ 至 サ 二 期 間 二 社 名 得 意 先 二

例 ハ 新 聞 紙 ノ 持 主 或 儿 機 關 二 社 名 得 意 先 二

総 テ 其 畧 概 シ 賣 渡 シ 或 儿 期 間 二 之 シ 引 渡 ス 一

キ コ ト シ 知 シ 々 儿 二 賣 主 政 府 ノ 處 置 ヲ 批 難 シ

新 聞 條 例 二 違 背 シ 々 儿 カ 為 メ 其 榮 刊 禁 止 ヲ 被

リ 々 儿 ト キ ハ 債 務 者 ノ 過 失 二 因 リ 負 担 不 融 通

ト ナ リ 々 儿 毛 ノ 二 止 テ 之 カ 為 メ 其 義 務 ヲ 免 カ

レ	ス	其	責	任	ヲ	負	ハ	サ	ル	可	カ	ラ	ス
第	五	百	四	十	條								
債	務	者	意	外									
ヲ	負	担	シ	危	険	及	ビ	災	害	担	任	ス	ル
フ	コ	ト	ア	リ	此	場	合	ニ	於	テ	ハ	其	合
質	ヲ	有	ス	ル	又	ト	ア	リ	或	ハ	法	律	ハ
博	シ	禁	ス	ル	故	ニ	債	務	者	ハ	其	偶	然
ハ	サ	ル	遇	然	ノ	事	変	ノ	担	任	ス	ル	ノ
フ	怪	シ	ハ	ス	ノ	ア	ラ	ズ	カ	然	シ	凡	債
レ	コ	ト	ハ	責	任	セ	シ	メ	之	ヲ	シ	テ	鞫
レ	メ	サ	ル	ノ	約	款	ハ	元	來	合	法	十	ル
レ	メ	サ	ル	ノ	主	キ	ル	物	ノ				

防ハ
止

或

法	人	勢	之	利	得	二	意	徒	此
律	原	者	新	刑	ル	ル	外	々	メ
二	因	危	勢	裁	二	モ	人	ル	カ
禁	ア	険	ノ	カ	因	ノ	危	モ	ル
シ	リ	及	原	ル	リ	ナ	険	ノ	ノ
々	テ	ヒ	因	ナ	結	リ	二	二	約
ル	其	災	ト	リ	約	抑	討	過	叙
元	原	害	為	加	ノ	又	ス	キ	ハ
ノ	因	ヲ	ス	之	一	係	ル	ス	元
二	ハ	担	力	賭	人	険	係	且	来
元	遇	当	故	博	之	ハ	険	債	合
此	然	ス	二	ハ	ヲ	才	人	務	法
カ	ノ	ル	之	一	約	三	二	者	十
ル	コ	合	ヲ	二	ス	者	均	ハ	ル
カ	ト	意	禁	事	ル	之	心	債	主
故	二	ハ	ス	変	ヲ	ヲ	キ	権	ノ
二	ア	別	ト	ノ	禁	約	位	者	ル
放	ヲ	二	是	レ	ス	ス	置	二	物
二	ス	才	凡	レ	ル	ル	ヲ	討	物
此	又	一	債	以	ノ	ヲ	有	シ	ノ

一
 フ
 ト
 ノ
 責
 二
 任
 セ
 シ
 ヲ
 之
 フ
 シ
 三
 新
 勢
 フ
 免
 カ
 シ

是の如く此の爲に合ふに於てハ債務者ニ不利ナリ

テ	キ	ヲ	定	ル	シ	ク	事	債	合
履	ヤ	受	ル	ル	免	ハ	ハ	務	意
行	始	取	時	原	カ	不	既	者	シ
違	上	リ	期	因	ル	可	ニ	履	禁
延	確	シ	ニ	ト	レ	抗	其	行	ス
ノ	然	テ	於	ス	コ	カ	過	シ	ル
如	十	テ	テ	其	ト	ニ	失	違	ノ
メ	リ	ハ	其	理	テ	因	ニ	延	理
其	ト	其	執	由	主	リ	因	レ	テ
責	徳	減	務	シ	張	生	リ	違	テ
ニ	ル	失	シ	陸	ニ	レ	テ	滞	ル
任	カ	若	履	テ	ル	レ	レ	ニ	ナ
セ	故	ハ	レ	ニ	権	減	テ	任	リ
レ	ニ	紛	債	債	利	失	意	セ	
凡	債	失	権	務	ヲ	ノ	外	レ	
テ	務	セ	者	者	失	為	ノ	レ	
ノ	者	ナル	者	者	ハ	レ	工	レ	
ナ	シ	ハ	担	シ	レ	執	ト	レ	
リ	レ	ハ	物	約	レ	務	名	一	

壘
海
レ
シ
ル
七
ノ
其
引
度
レ
ノ
壘
帯
二
付
セ
レ
タ

ト	カ	刈	家	ル	其	ト	ヲ	例	ト
キ	レ	シ	焼	以	馬	想	总	ハ	シ
ハ	ス	ト	燬	上	艶	像	リ	ハ	私
壘	ト	云	ス	ハ	レ	セ	澤	債	明
主	尾	フ	ル	壘	ル	ン	帯	努	ス
其	元	可	モ	主	刈	二	二	者	ル
責	若	カ	不	其	刈	壘	付	一	コ
ヲ	シ	ラ	決	薪	刈	主	セ	頭	ト
免	其	ス	シ	努	刈	ノ	ラ	ノ	要
カ	馬	故	テ	ヲ	ハ	馬	レ	馬	ス
ル	遇	二	其	免	買	家	ル	ヲ	江
ハ	レ	債	馬	カ	主	火	後	壘	條
シ	病	務	ヲ	レ	ノ	災	其	リ	冬
又	二	者	救	ス	馬	二	馬	之	観
一	罹	ハ	フ	加	家	段	艶	シ	ス
軒	リ	其	フ	之	共	リ	死	引	ハ
ノ	艶	薪	ト	買	二	ル	レ	度	レ
家	シ	努	欲	主	焼	ル	レ	二	ト
屋	タ	シ	ハ	ノ	ケ	ル	タ	ト	
ヲ	ル	免	ガ	馬	ナ	ル	リ		

トキハ壹主其責ヲ免カルヘシ又一軒ノ家は

愛滋シテルモ其引渡シノ邊滯ニ付セシメ

ルニ当リ家人ノ不注意ニ因リ火ヲ失シ其家

燒失シテルトキハ縦令壹主監督ノ不充分ノ為

メ責ニ任ヌハキ場合ニ非テルモ猶ホ其付邊滯

ノ故ニ其責ニ任セザルヘカラス然レモ天災

ノ近火ノ為メ其家類燒シテルトキハ債替者

既ニ邊滯ニ付セラシメルモ其果^付邊滯ハ決シテ

宍ノ滅失ニ影響ヲ及ホテルニ非ザルカ故

壹主其責ヲ免カルヘシ

第五百四十一條

其
陪
償
ヲ
請
求
ス
ル
如
ク
ハ
行
為
ト
其
過
失
ヲ

人	合	ル	ト	因	一	外	々	題	本
把	二	承	シ	リ	般	人	ル	又	法
罪	限	努	証	債	ハ	工	毛	断	申
若	リ	シ	明	権	原	ト	ノ	定	追
ハ	通	莞	ス	者	則	若	二	ス	乞
唯	用	生	ル	債	二	ク	シ	ル	証
把	ス	ス	シ	努	徒	ハ	テ	工	據
罪	ヘ	ル	要	者	心	不	本	ト	編
ノ	キ	ノ	ス	ノ	過	可	條	下	以
考	一	案	ル	新	失	抗	ノ	リ	外
二	二	因	カ	努	ハ	力	如	是	ニ
損	過	ノ	如	不	推	ア	キ	止	於
害	キ	ル	シ	履	定	リ	又	ヲ	テ
シ	ス	過	ト	行	ス	々	然	得	証
被	実	失	是	ノ	可	ル	リ	テ	據
リ	二	二	モ	過	カ	場	ト	テ	ニ
女	民	案	此	失	テ	合	ス	ル	案
ル	事	ス	原	ア	テ	ニ	蓋	二	ス
ト	上	場	則	ル	ル	於	シ	出	ル
			々	ニ	ニ	テ	竟	テ	問

ノ 把 罪 若 八 唯 把 罪 八 為 二 損 害 二 被 八 九 十

稱 乙 其 賠 償 二 請 求 二 八 如 乙 八 行 為 一 其 過 失 二

心 人 性 質 二 有 二 八 工 一 即 八 不 正 八 損 害 二 八 工

ト 二 証 明 二 八 工 一 要 二 上 一 虽 无 茲 二 規 定 二 八 所 八

場 合 二 於 二 八 債 權 者 八 其 權 利 二 發 生 二 八 九 十

ル 所 一 契 約 二 証 明 二 八 以 二 足 二 八 十 二 意 二

債 權 者 更 二 不 可 抗 力 義 八 八 意 外 一 工 一 上 一 因

リ 其 務 二 履 行 二 八 八 廿 一 二 工 一 上 一 申 立 二

ル ト キ 八 二 箇 一 八 則 二 基 乙 之 二 証 明 二 八 工 一 上 一

ヲ 要 二 八 一 不 可 抗 力 及 乙 意 外 一 工 一 上 一 八 債 權 者

ノ 過 失 二 比 二 八 一 屬 推 定 二 八 可 力 二 八 九 十 一

ノ 過 失 二 比 二 八 一 屬 推 定 二 八 可 力 二 八 九 十 一

此點ニ付テハ既ニ指定物ヲ聯スルノ義務及

定	價	テ	凡		ノ	ニ	是	原	所
ス	以	ハ	ノ		ニ	至	レ	若	リ
ル	前	必	危	第	シ	リ	本	ク	テ
ル	者	ス	険	五	テ	テ	條	リ	ニ
ル	事	減	ノ	百	既	モ	ノ		被
ル	者	失	理	四	ニ	亦	テ		告
ル	一	レ	論	十	前	同	一		ハ
ル	方	ク	ニ	二	條	一	項		其
ル	ノ	ル	因	條	理	ノ	規		對
ル	負	モ	リ		由	趣	定		抗
ル	担	人	法		層	意	ニ		ス
ル	ク	ニ	律		ニ	ヲ	レ		ル
ル	ル	限	ヲ		之	以	テ		所
ル	ハ	リ	制		ヲ	テ	其		ノ
ル	キ	テ	定		附	後	來		抗
ル	ヤ	儀	ス		記	明	ニ		弁
ル	如	約	ル		正	ス	項		ニ
ル	何	ニ	ニ		ク	ハ	ノ		存
ル	ヲ	ク	當		リ	規	定		テ
ル	新	對	リ			定			ハ

ハ	ス	之	勢	特	当	シ	多	條	此
要	何	ニ	者	定	ト	要	リ	付	點
約	ト	対	意	物	徳	ス	之	キ	ニ
者	十	シ	外	ヲ	ナ	而	ヲ	ノ	付
ノ	レ	約	ノ	受	ク	シ	障	新	テ
負	ハ	シ	減	與	テ	之	ハ	勢	ハ
担	債	ケ	失	シ	之	ヲ	ケ	ニ	既
ケ	務	ル	ニ	之	ヲ	揚	リ	固	ニ
リ	者	対	因	ヲ	ク	ル	ト	ス	特
シ	ノ	價	リ	引	ル	モ	尾	ル	定
モ	負	ヲ	新	渡	ハ	モ	モ	危	物
ノ	担	求	勢	ス	本	亦	法	険	ヲ
ナ	レ	ル	ヲ	ハ	節	法	文	ノ	担
レ	ル	ノ	免	キ	ニ	文	ニ	ノ	担
バ	モ	権	カ	場	放	之	之	費	ス
ナ	ノ	利	ル	合	テ	揚	後	カ	ル
リ	ノ	ヲ	モ	ニ	是	ル	明	テ	ノ
祖	ノ	失	モ	放	モ	レ	ス	ル	新
ニ	期	ハ	猶	テ	モ	ル	ニ	レ	勢
停	限		ホ	債	至				及

受與

ス

ル

ノ

新

勢

及

其
行
二
着
年
也
ス
シ
却
ラ
自
己
ニ
對
シ
讓
約
也

ハ	夕	債	来	ト	心	然	危	討	止
ナ	何	物	ハ	ナ	ハ	レ	険	價	條
リ	等	者	ハ	リ	ハ	ハ	ス	シ	件
又	ノ	ハ	ノ	タ	新	氏	ル	ク	付
差	出	其	權	ル	務	特	ニ	ハ	ノ
異	捐	負	利	ト	人	定	至	ハ	場
ヲ	フ	担	シ	キ	存	物	ル	キ	合
生	モ	正	有	ハ	ス	ノ	ハ	モ	ハ
也	者	ト	也	債	ハ	讓	ケ	ノ	此
ス	カ	心	正	物	場	約	レ	ト	限
ハ	シ	モ	ハ	者	合	ニ	ハ	ス	ニ
キ	リ	ハ	可	ヲ	ニ	圖	ナ	ル	非
場	シ	以	カ	正	於	也	リ	ト	ス
合	ス	来	ハ	傷	テ	又	ハ	キ	然
ニ	ト	心	ス	ニ	其	代	ハ	ハ	ル
於	テ	心	何	二	物	替	新	讓	ニ
テ	ハ	カ	ト	其	不	物	條	約	讓
未	ケ	又	十	討	融	ヲ	條	者	約
又	レ	未	レ	價	通	授	ハ	遂	者
			ハ	シ	物	ス		ニ	其

ハ	物	為	リ	債	シ	之	蓋	女	其
其	ヲ	メ	其	務	テ	テ	シ	ル	務
物	引	却	報	者	其	シ	行	利	行
減	渡	テ	酬	受	務	テ	ハ	益	テ
シ	ス	利	ノ	テ	行	其	不	ヲ	着
タ	ハ	益	シ	其	免	務	能	得	年
ル	キ	ヲ	シ	諾	カ	ヲ	ハ	ル	セ
ニ	和	得	受	約	カ	免	債	ト	ス
因	務	ル	知	シ	山	カ	務	至	シ
リ	ヲ	ニ	ル	タ	益	レ	者	当	テ
債	負	至	ト	ル	ヲ	シ	ニ	汎	却
務	担	ル	キ	所	失	シ	責	カ	テ
者	シ	ハ	ハ	ヲ	フ	ハ	ヲ	ル	自
務	テ	シ	遂	履	可	ハ	帰	十	己
ヲ	ル	之	ニ	行	カ	シ	ス	リ	ニ
免	場	友	履	セ	ク	ト	可		并
カ	合	シ	行	テ	人	是	カ		シ
ル	ニ	特	不	ル	然	モ	ク		諾
ハ	テ	定	能	ニ	ル	而	テ		約
			ノ	者	ニ	決	ス		シ

ハ
ナ
リ
又
差
異
ヲ
生
ス
ル
ハ
キ
場
合
ニ
於
テ
モ
未
ダ

得
カ
ラ
シ
ハ
可
カ
ク
又
蓋
シ
債
務
者
其
物
質
後
行

然	以	的	務	定	失	受	毛	何	毛
し	十	上	者	物	ヲ	取	希	ト	決
凡	リ	ニ	対	ヲ	負	ル	愛	十	シ
亦		カ	價	以	担	ノ	毛	レ	ク
未		ル	ヲ	テ	セ	権	保	ハ	之
女		場	求	新	ハ	ヲ	存	債	カ
純		合	ム	務	ハ	有	ス	権	為
然		ニ	ル	ノ	ル	也	ル	者	メ
債		就	ノ	目	ニ	シ	所	受	債
務		テ	権	的	至	カ	十	毛	務
者		ハ	ヲ	ト	ル	ナ	ク	取	者
ハ		其	有	シ	ハ	ル	シ	ル	ノ
愛		権	シ	女	ケ	ト	之	所	利
毛		利	定	ル	シ	女	ヲ	十	益
対		ヲ	量	場	ハ	ハ	之	キ	女
價		有	物	合	十	之	シ	毛	ル
ヲ		也	ヲ	ニ	リ	シ	テ	債	毛
求		カ	以	就	是	テ	対	務	ノ
ハ		ル	テ	テ	シ	テ	價	者	非
ル		所	目	債	特	損	ヲ	久	ス

物	極	ノ	既	ト	恰	之	備	ハ	可
ト	ス	極	ニ	同	毛	之	ヲ	不	得
ナ	ハ	利	出	一	特	其	為	能	ヤ
リ	キ	シ	捐	十	定	出	レ	ト	ラ
ク	コ	有	シ	几	物	ヲ	之	ナ	レ
ル	ト	七	ク	カ	ヲ	以	カ	リ	ハ
毛	少	シ	ル	故	以	テ	為	ク	可
債	約	メ	限	ニ	テ	其	大	ル	カ
習	シ	ク	度	本	自	負	出	ス	蓋
者	ク	ル	ニ	條	的	担	レ	ニ	シ
既	ル	例	款	ハ	ト	ト	ク	百	リ
ニ	ニ	ハ	ク	之	シ	為	ル	リ	既
之	以	ハ	ノ	ク	ク	又	コ	ニ	其
ヲ	從	債	止	シ	ル	可	ト	其	獨
製	其	習	対	テ	場	カ	ル	行	行
造	軍	者	價	行	合	ナ	ハ	人	行
セ	器	軍	ヲ	ノ	ニ	ナ	ク	準	行
レ	不	器	求	為	款	ル	而		
又	能	ヲ	ム	メ	今	ハ			
	通	引	ル		ル				

壯
 し
 凡
 示
 主
 女
 純
 然
 債
 習
 者
 ハ
 要
 之
 対
 價
 シ
 永
 ハ
 ル

作
爲
新
舊
二
價
又
二
場
合
二
就
二
元
其
全
部
ノ
履

残 餘 ヲ 請 求 ス ル ヲ 得 ル ハ キ ヤ 費 元 銀 ヲ 容 シ ス 又	負 担 物 ノ 減 失 一 分 ニ 過 キ カ ル ト キ ハ 債 權 者 其	第 五 百 四 十 三 條	備 じ タ ル ト キ ハ 其 賠 償 ヲ 承 ル ノ 權 ア リ	取 消 シ タ ル モ 既 ニ 本 金 差 入 ル 鐵 材 ノ 製 造 ヲ 準	又 ハ 二 行 政 廳 ヨ リ 之 ヲ 許 可 セ ル 又 ハ 其 許 可 ヲ	街 ノ 道 路 ト 馬 車 道 鐵 道 ヲ 敷 設 セ ル ト キ ハ 約 シ	二 因 リ 其 官 廳 ヨ リ 賠 償 ヲ 受 ケ ル 損 失 ノ 償 金	ハ 之 ヲ 買 入 レ タ ル ト キ ハ 既 ニ 出 捐 シ タ ル
---	--	---------------------------------	---	--	--	--	---	--

残録
請求スルヲ得ハキヤ
債元録ヲ容シス又

作爲、新習ニ從スル場合ニ於テ其全部ノ履

行不能トナリタルニ非サルトキハ債習者ハ其履

行ヲ得、又所ヲ經行スルヲ要ス

本條ハ又即三者ノ過失ニ因リ履行不能トナ

リタル場合ヲ規定シタリ蓋シテ三者ノ過失ニ

亦債習者ノ爲ニハ意外ノコト第クハ不可抗力

ニシテ、三者シテ其責ニ任セシムルノ行為

アリ或ハ此場合ニ在テハ損害保價ノ訴權ハ純

リ債習者ニシ属シ債權者ニ之ヲ移轉スルニ

ハ、又債權讓渡ノ方法ニ據テ、可カク又ト

故	テ	三	ス	リ	而	十	固	物	権
二	之	者	ル	債	不	リ	リ	シ	ノ
保	カ	ノ	モ	権	申	タ	而	引	讓
價	為	行	ノ	者	三	ル	シ	渡	渡
ノ	メ	為	ト	ノ	者	場	テ	ス	又
訴	債	ノ	認	シ	ノ	合	申	の	要
権	権	為	ハ	ニ	行	是	三	務	ス
シ	者	メ	カ	シ	為	十	者	二	ル
カ	ニ	費	ル	テ	二	リ	ノ	過	二
ス	対	モ	可	保	因	必	過	固	似
可	ス	損	カ	價	リ	シ	失	セ	テ
カ	ル	害	ラ	ノ	損	凡	二	又	ル
ラ	新	シ	ス	訴	害	此	因	シ	場
ス	務	被	蓋	権	ヲ	場	リ	テ	合
故	ヲ	ル	シ	公	認	合	其	作	ア
二	免	コ	債	々	ル	ニ	難	為	リ
其	カ	ト	替	之	モ	於	行	ノ	即
行	ル	ナ	者	ニ	ノ	ケ	不	新	々
為	カ	リ	ハ	属	ハ	ル	能	務	特
ノ	カ	却	申		純	モ	ト	二	定

正現時ニ至テモ
 權ハ
 羅馬法ニ
 於ケルカ
 如ク訴

條	總	二	資	一	者	定	同	三	自	為
規	債	前	產	許	無	際	題	保	已	二
定	權	項	上	權	資	重	子	債	一	項
二	者	人	共	之	力	要	り	ノ	梳	害
從	ノ	債	二	二	十	十	盡	許	二	ヲ
フ	為	權	總	屬	儿	儿	二	權	是	被
ト	二	者	債	ス	ト	利	理	直	干	儿
ハ	之	二	權	ト	干	益	得	接	保	元
預	フ	其	者	如	才	シ	上	二	債	ノ
害	コ	許	担	ス	三	生	ノ	債	ノ	八
シ	ト	權	保	ト	者	二	利	權	許	債
受	シ	シ	子	人	ノ	元	益	者	ヲ	者
ケ	要	權	儿	其	加	ノ	ア	二	為	二
子	ス	シ	ハ	許	ハ	十	儿	屬	ス	シ
儿	ハ	二	カ	權	損	リ	シ	ス	ハ	可
債	キ	ト	故	ハ	害	蓋	十	儿	心	債
權	五	ハ	二	自	保	シ	ヲ	ヤ	ノ	權
者	車	ス	特	餘	償	債	ス	否	也	者
				ノ		務	又			ハ

然債權者ノ爲ニ行フコトシ要スルキニ至

條ノ規定ニ從フトハ、賠償價額シテ、債權者

ノ純リ其權ニ基キ賠償價額シテ行フヲ得ル

然レ氏債務者ニ爲行ニ妨害シ加ハテ、才

者ニ對シ損害賠償ノ許權シ存スルコトアリ即

チ債務者前條ニ從ヒ對價ノ求ムルノ權利ヲ失

フテ、場合是ナリ然レ氏是シ又債務者許權シ

讓渡スル場合ニ此又其許權ハ純リ債務者若

シハ其債權者ノ純ニ屬スルニテ、元ノ十リ

